

☆ 受講生のみなさまへ ☆
新型コロナウイルス等の感染症の予防について

一般社団法人 熊本県労働基準協会

マスクの着用につきましては、令和5年3月13日より個人の判断に委ねることを原則とする旨、厚生労働省より公表されました。

熊本県労働基準協会では、従来からコロナ感染防止のため講習会場でのマスク着用、入場時の手指の消毒と検温のご協力をお願いし、定員も制限して講習を実施してきたところです。

熊本県労働基準協会が開催する講習会を受講される皆様方には、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症予防のため、引き続き以下の措置についてご理解とご協力をお願いします。

(1) 受講に際して

- ① 受講日は、ご自宅で検温を含めた健康観察をお願いします。
 - ② 発熱など風邪の症状がみられる場合には、ご自身の病状の悪化あるいは他者への感染を防止するため、受講を見合わせていただくなど慎重なご検討をお願いします。
- ※ 受講の取消又は次回講習へ振替ができますので、当協会までご連絡をお願いします。

(2) 講習会場において

- ① 会場の受付に備えてある消毒液で、手指の消毒をお願いします。
- ② 講義中のマスクの着用はご自身の判断となりますが、咳、くしゃみ、鼻水などの症状がみられる場合にはマスクを着用してください。
- ③ 咳やくしゃみをする場合は、ハンカチなどで口元を覆うなどの咳エチケットを守ってください。
- ④ 会場は換気を行うため、出入口及び窓を開放して空気の入れ替えを行いますので、ご協力をお願いします。
- ⑤ 同机の受講者間には、飛沫防止パーテーションを設置します。
- ⑥ 講師用の演台には、飛沫防止のためのアクリル板を設置しています。